

政令第三百三十七号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百二十五条」を「第二百二十三条」に、「第二百二十六条」を「第二百二十四条」に改める。

第二編第三章中第二百一十一条の三の二を第二百一十一条の五とし、第二百一十一条の三を第二百一十一条の四とし、第二百一十一条の二の次に次の一条を加える。

第二百一十一条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八条

第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項（同法第百七十七条第三

項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第十八条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第十五条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十六条第四項及び第五項（これらの規定を同法第百七十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十条（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十九条第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第五十四条第六項（同法第五十八条第六項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項から第三項まで、第五十九条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十二条第四項（同条第五項及び同法第六十九条第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）並びに第百八十三条において準用する場合を含む。）、第六十三条、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第二項、第七十七条第三項、第八

十一条第一項及び第四項、第八十五条第一項、第八十九条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第四項、第六項及び第七項並びに第二百二条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び同法第八十三条において準用する場合を含む。）並びに第二百三条第一項（同条第五項（同法第八十三条において準用する場合を含む。））及び同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定、同法第二百五条第十三項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十七条第二項及び第三項並びに第一百十九条第一項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第三百三十四条第二項及び第三百三十九条から第四百一条まで（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第四百二十二条、第四百十三條及び第四百四十四条（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第四百四十五条並びに第二百五十一条第一項並びに第二百五十二条第一項及び第二項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件

二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件

第四百十条の五第一項中「第二百十一条の三第一項」を「第二百十一条の四第一項」に改め、同条第二項中「第二百十一条の三第二項」を「第二百十一条の四第二項」に改める。

附 則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月一日）から施行する。

理由

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとすることが適当でないものを定める必要があるからである。